

資料 2

食品表示基準について

島根県薬事衛生課

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、取去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、農産物表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則 (17条～23条)

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

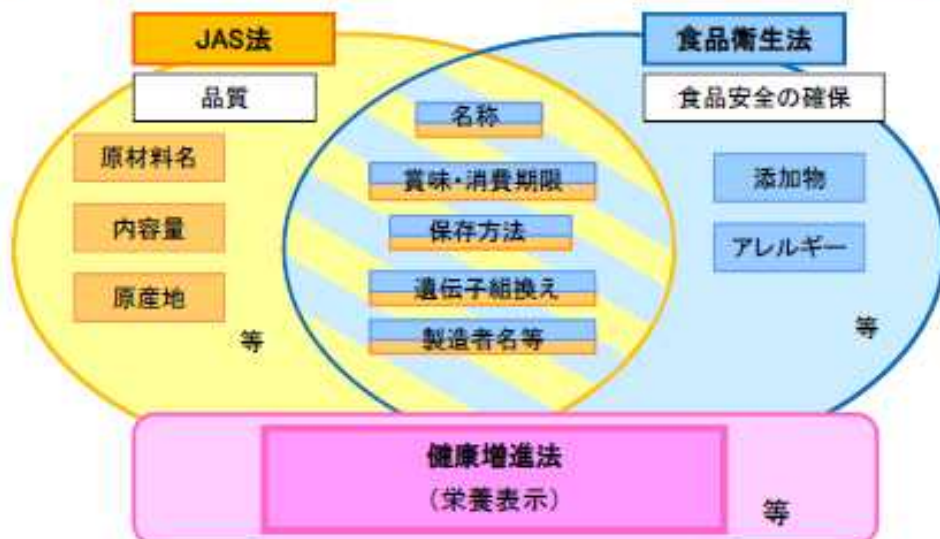
(参考) 現行の食品表示に関する法律

平成25年6月
消費者庁

(現行法令に基づく表示例)

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可等

表示関係
(表示関係以外)



名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分	1袋(81g)当たり	(当社分析値)
エネルギー	483kcal	炭水化物 37.6g
たんぱく質	3.8g	ナトリウム 330mg
脂質	35.3g	食塩相当量 0.8g

※栄養表示は任意

- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項



食品表示法制定に伴う表示基準の移行について(イメージ)

- 法律には、事業者が遵守すべき表示基準を定める旨を規定。その中で、栄養表示は、表示基準で定める事項の例示として規定。
- 原料原産地をはじめとする個別の義務表示事項については、府令で規定する。

法律

食品衛生法

内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。(第19条)
表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。(第19条)

JAS法

内閣総理大臣は、飲食物品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食物品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。
一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項(第19条の13)
製造業者等は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。(第19条の13の2)

健康増進法

内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。(第31条)
販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。(第31条の2)

食品表示法

内閣総理大臣は、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項を内容とする食品に関する表示の基準を定めなければならない。
一 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他販売をする際に表示されるべき事項
二 一に掲げる事項を表示する際に遵守すべき事項(第4条)
食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。(第5条)

府令・告示

食品衛生法19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

- ・名称
- ・消費期限、賞味期限
- ・製造所等所在地、製造者等名
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・アレルギー(対象物質)
- ・保存方法 等

この他、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令がある。

加工食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原材料名
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・製造業者等の名称及び住所
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

原料原産地表示の対象品目の選定要件^(注)は、共同会議報告書で示されているが、府令・告示には定められていない。

- ※選定要件
要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

生鮮食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原産地 等

遺伝子組み換え食品に関する品質表示基準(告示)

- ・表示の対象となる品目、表示方法 等
- その他、個別品質表示基準(49本)がある。

栄養表示基準(告示)

- ・栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム等)の量及び熱量並びにその表示方法
- ・栄養成分の高い旨、含む旨、強化された旨、含まない旨、低い旨、低減された旨の表示をする場合の基準 等

食品表示基準(府令)

- ・名称
- ・原産地(生鮮食品)
- ・原材料名
- ・アレルギー
- ・遺伝子組換え表示(対象品目、表示方法)
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・事業者の名称及び所在地
- ・栄養成分及び熱量(対象成分)並びにその表示方法
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

3法に基づく基準統合のイメージ

<JAS法関係> (52基準)

○加工食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(加工) 46基準

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ①農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準 | ②⑤乾燥わかめ品質表示基準 |
| ②トマト加工品品質表示基準 | ②⑥塩蔵わかめ品質表示基準 |
| ③乾しいたけ品質表示基準 | ②⑦みそ品質表示基準 |
| ④農産物漬物品質表示基準 | ②⑧しょうゆ品質表示基準 |
| ⑤野菜冷凍食品品質表示基準 | ②⑨ウスターソース類品質表示基準 |
| ⑥ジャム類品質表示基準 | ②⑩ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準 |
| ⑦乾めん類品質表示基準 | ③①食酢品質表示基準 |
| ⑧即席めん品質表示基準 | ③②風味調味料品質表示基準 |
| ⑨マカロニ類品質表示基準 | ③③めん類等つゆ品質表示基準 |
| ⑩パン類品質表示基準 | ③④乾燥スープ品質表示基準 |
| ⑪凍り豆腐品質表示基準 | ③⑤食用植物油類品質表示基準 |
| ⑫ハム類品質表示基準 | ③⑥マーガリン類品質表示基準 |
| ⑬プレスハム品質表示基準 | ③⑦調理冷凍食品品質表示基準 |
| ⑭混合プレスハム品質表示基準 | ③⑧チルドハンバーグ品質表示基準 |
| ⑮ソーセージ品質表示基準 | ③⑨チルドミートボール品質表示基準 |
| ⑯混合ソーセージ品質表示基準 | ③⑩チルドぎょうざ類品質表示基準 |
| ⑰ベーコン類品質表示基準 | ③⑪レトルトパウチ食品品質表示基準 |
| ⑱農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準 | ③⑫調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準 |
| ⑲①煮干魚類品質表示基準 | ③⑬食酢品質表示基準 |
| ⑲②魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準 | ③⑭果実飲料品質表示基準 |
| ⑲③削りぶし品質表示基準 | ③⑮にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準 |
| ⑲④うに加工品品質表示基準 | ③⑯豆乳類品質表示基準 |
| ⑲⑤うにあえもの品質表示基準 | |
| ⑲⑥うなぎ加工品品質表示基準 | |

○生鮮食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(生鮮) 3基準

- ①玄米及び精米品質表示基準
- ②しいたけ品質表示基準
- ③水産物品質表示基準

○遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(1基準)

<食品衛生法関係> (5基準)

- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令
- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
- ・乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
- ・栄養機能食品の表示に関する基準
- ・容器包装の面積により表示を省略することができる食品

食品表示基準 (案)

○加工食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

○生鮮食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

○添加物

- ・義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

等

<健康増進法関係> (1基準)

栄養表示基準

食品表示基準の構成(1)

第一章 総則

第一条(適用範囲)

第二条(定義)

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

第三条(横断的義務表示)

第四条(個別的義務表示)

第五条(義務表示の特例)

第六条(推奨表示)

第七条(任意表示)

第八条(表示の方式等)

第九条(表示禁止事項)

第二款 業務用加工食品

第十条(義務表示)

第十一条(義務表示の特例)

第十二条(任意表示)

第十三条(表示の方式等)

第十四条(表示禁止事項)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

第十五条(義務表示)

第十六条(表示の方式等)

第十七条(表示禁止事項)

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品

第十八条(横断的義務表示)

第十九条(個別的義務表示)

第二十条(義務表示の特例)

第二十一条(任意表示)

第二十二条(表示の方式等)

第二十三条(表示禁止事項)

第二款 業務用生鮮食品

第二十四条(義務表示)

第二十五条(義務表示の特例)

第二十六条(任意表示)

第二十七条(表示の方式等)

第二十八条(表示禁止事項)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

第二十九条(義務表示)

第三十条(表示の方式等)

第三十一条(表示禁止事項)

別表第一～第二十五

別記様式一～四

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

第三十二条(義務表示)

第三十三条(義務表示の特例)

第三十四条(任意表示)

第三十五条(表示の方式等)

第三十六条(表示禁止事項)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

第三十七条(義務表示)

第三十八条(表示の方式等)

第三十九条(表示禁止事項)

第五章 雑則

第四十条

(生食用牛肉の注意喚起表示)

第四十一条(努力義務)

附 則

第一条(施行期日)

第二条(食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等の廃止)

第三条(経過措置)

第四条(加工食品等)

第五条(生鮮食品)

第六条(栄養成分表示)

食品表示基準の構成(2)

- 1 加工食品：製造又は加工された食品(別表第一に掲げるもの)
 - ①一般用加工食品 業務用加工食品を除く加工食品
 - ②業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの
- 2 生鮮食品：加工食品及び添加物以外の食品(別表第二に掲げるもの)
 - ①一般用生鮮食品 業務用生鮮食品を除く生鮮食品
 - ②業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもの
- 3 添加物：食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるもの
 - ①添加物 業務用添加物を除く添加物
 - ②業務用添加物 添加物のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの

	加工食品		生鮮食品		添加物
	食品関連事業者に係る基準		食品関連事業者に係る基準		食品関連事業者に係る基準
	一般用加工食品	業務用加工食品	一般用生鮮食品	業務用生鮮食品	
横断的義務表示	○	○ (義務表示)	○	○ (義務表示)	○ (義務表示) 業務用とそれ以外の添加物
個別的義務表示	○		○		
義務表示の特例	○	○	○	○	○
推奨表示	○	—	—	—	—
任意表示	○	○	○	○	○
表示の方式等	○	○	○	○	○
表示禁止事項	○	○	○	○	○

	加工食品		生鮮食品		添加物
	食品関連事業者以外の販売者に係る基準		食品関連事業者以外の販売者に係る基準		食品関連事業者以外の販売者に係る基準
義務表示	○		○		○
表示の方式等	○		○		○
表示禁止事項	○		○		○

食品表示基準(1)

第一条(適用範囲)

食品関連事業者**等**が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、**第四十条の規定を除き、適用しない。**

○食品関連事業者：食品を反復継続的に製造、加工、輸入、販売する者

○等：単発的偶発的に販売を行う者

例) 小学校のバザーで袋詰めのクッキーを販売する保護者や町内会の祭りで瓶詰めの手作りジャムを販売する町内会の役員など

○第四十条：生食用牛肉の注意喚起表示

①一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

②子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

食品表示基準(2)

第二条(定義)

1 食品表示基準における用語の意義を規定

- ・加工食品(別表第一)、・生鮮食品(別表第二)、・業務用加工食品、・業務用生鮮食品、
- ・業務用添加物、容器包装(食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装)、消費期限、賞味期限、特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品、栄養素等表示基準値、組換えDNA技術、対象農産物、遺伝子組換え農産物、非遺伝子組換え農産物、特定遺伝子組換え農産物、非特定遺伝子組換え農産物、分別生産流通管理、特定分別生産流通管理

2 別表第三の上欄に掲げる食品に係る同表の中欄に掲げる用語の意義

- ・それぞれ同表の下欄に定めるところによる

○別表第三 : 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格等における用語の定義を収載

3 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語

- ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。)において使用する用語の例による

一般用加工食品の食品表示基準(1)－1

第三条(横断的義務表示)

1 食品関連事業者が容器包装に入れられた一般用加工食品を販売する際の従うべき表示方法

ただし、[別表第四](#)の上欄に掲げる食品は、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

①名称、②保存の方法、③消費期限又は賞味期限、④原材料名、⑤添加物、⑥内容量又は固形量及び内容総量、⑦栄養成分の量及び熱量、⑧食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、⑨製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

○[別表第四](#)：農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準等の義務表示事項、表示の方法を収載

農産物缶詰及び農産物瓶詰、トマト加工品、乾しいたけ、農産物漬物、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、パン類、凍り豆腐、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、煮干魚類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、削りぶし、うに加工品、うにあえもの、うなぎ加工品、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、みそ、しょうゆ、ウスターソース類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、食酢、風味調味料、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、チルドぎょうざ類、レトルトパウチ食品、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、炭酸飲料、果実飲料、豆乳類、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース

※表示事項及び表示の方法は、[別表第四](#)で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(1)－2

第三条(横断的義務表示)

2 食品関連事業者が一般用加工食品のうち次のものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)の表示の方法

①別表第十四に掲げる食品(特定原材料)を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品 → 「アレルギー」

○別表第十四 : 「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」を収載

②アスパルテームを含む食品 → 「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」

③特定保健用食品 → 「特定保健用食品である旨など9項目」

④機能性表示食品 → 「機能性表示食品である旨など15項目」

⑤別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品
→ 「遺伝子組換え食品に関する事項」

○別表第十七 : 「大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ」の加工食品を収載

○別表第十八 : 「大豆、とうもろこし」の加工食品を収載

⑥乳児用規格適用食品 → 「乳児用規格適用食品である旨」

⑦別表第十五に掲げる加工食品 → 「原料原産地名」

○別表第十五 : 加工食品品質表示基準の義務表示事項別表2(第3条関係)の加工食品を収載

⑧輸入品 → 「原産国名」

一般用加工食品の食品表示基準(1)－3

第三条(横断的義務表示)

3 次の表示事項の表示が、省略することができる食品の規定

- ・保存の方法
- ・消費期限又は賞味期限
- ・原材料名
- ・添加物
- ・内容量又は固形量及び内容総量
- ・栄養成分の量及び熱量
- ・製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- ・遺伝子組換え食品に関する事項
- ・乳児用規格適用食品である旨
- ・原料原産地名
- ・原産国名

○省略することができる食品の例

- ①容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
- ②でん粉、チューインガム、冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩、酒類、飲料水及び清涼飲料水、氷 など → 「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」

※省略できる食品の規定は、表示基準第三条第三項で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(2)

第四条(個別的義務表示)

食品関連事業者が一般用加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

ただし、**容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である一般用加工食品**にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。

○**別表第十九** : **農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準等のその他の表示事項及びその表示の方法**を収載

トマト加工品、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、凍り豆腐、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ、食肉、食肉製品、乳、乳製品、乳又は乳製品を主要原料とする食品、鶏の液卵、切り身又はむき身にした魚介類、生かき、ゆでがに、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ、削りぶし、うに加工品、うにあえもの、ふぐを原材料とするふぐ加工品、塩蔵わかめ、鯨肉製品、食酢、風味調味料、乾燥スープ、マーガリン類、冷凍食品、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール、チルドぎょうざ類、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、レトルトパウチ食品、缶詰の食品、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、水のみを原料とする清涼飲料水、果実飲料、果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの、豆乳類、容器包装に密封された常温で流通する食品のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要するもの

※表示の方法は、別表第十九で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(3)

第五条(義務表示の特例)

1 表示を要しない場合及び表示事項

- ①酒類を販売する場合 → 原材料名、アレルギー、原産国名
- ②食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ③不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合
 - 原材料名
 - 内容量又は固形量及び内容総量
 - 栄養成分の量及び熱量
 - 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
 - 原産国名
 - 原料原産地名
 - 別表第十九の中欄に掲げる表示事項

※表示の方法は、別表第十九で確認のこと

2 上の①～③において、名称を表示する際は、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

- (1) 別表第四の上欄に掲げる食品は、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
- (2) 別表第五の上欄に掲げる食品以外のものは、同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。

一般用加工食品の食品表示基準(4)

第六条(推奨表示)

食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の表示事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

- ① 飽和脂肪酸の量
- ② 食物繊維の量

一般用加工食品の食品表示基準(5)

第七条(任意表示)

食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、**次の表示事項**が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、第七条の表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- ・特色のある原材料等に関する事項^{注)}
- ・栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。)
- ・ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。)
- ・栄養機能食品に係る栄養成分の機能
- ・栄養成分の補給ができる旨
- ・栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨
- ・糖類(単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。)を添加していない旨
- ・ナトリウム塩を添加していない旨

注)特色のある原材料等に関する事項

酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。

※表示の方法は、表示基準第七条の表で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(6)－1

第八条(表示の方式等)

第三条(横断的義務表示)及び第四条(個別的義務表示)の事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条の事項)の表示は、次のスライドに定めるところによりされなければならない。

ただし、別表第二十の食品は、次のスライドの規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、別表第二十の表に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び表示の方式に従い表示されなければならない。

- 別表第二十 : 加工食品品質表示基準第3条及び農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準等の表示基準を収載

※表示の様式及び表示の方式は、別表第二十で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(6)－2

第八条(表示の方式等)

- 1 邦文で、食品を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により**正確**に行う。
- 2 **容器包装**(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かなくても容易に見ることができるように、**容器包装の見やすい箇所**に表示する。
- 3 ①**名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一**
②**栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の表示は別記様式二**
③**たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分を併せて表示する場合は、別記様式三**
- 4 **名称**
別記様式一の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合、内容量、固形量又は内容総量を、**別記様式一の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。**
- 5 **製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称**
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

※詳細は、表示基準第八条で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(6)－3

第八条(表示の方式等)

- 6 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号で表示する場合原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。
- 7 特定保健用食品
特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。
- 8 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 9 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。
ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって、表示すべき事項を蓋(その面積が30平方センチメートル以下のものに限る。)に表示するもの
→ JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字が可能。

蓋に表示をする場合であって、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合
→ 内容量の表示は、蓋以外の箇所に行うことが可能。

※詳細は、表示基準第八条で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(7)－1

第九条(表示禁止事項)

1 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) 乳児用規格適用食品以外の食品に、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

(4) 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品(当該食品を原材料とするものを含む。)以外の食品に、当該食品の原材料である別表第十七の作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語

(5) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品に、その農産物に遺伝子組換えでないことを示す用語

(6) 産地名を示す表示で、産地名の意味を誤認させるような用語

※詳細は、表示基準第九条で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(7)－2

第九条(表示禁止事項)

- (7) ナトリウム塩を添加している食品に、ナトリウムの量
- (8) 機能性表示食品に、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ロ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語
 - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
 - ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
- (9) 栄養機能食品に、次に掲げる用語
 - イ 別表第十一の栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- (10) 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品)以外の食品に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

※詳細は、表示基準第八条で確認のこと

一般用加工食品の食品表示基準(7)－3

第九条(表示禁止事項)

- (11) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示
 - (12) 等級のある日本農林規格の格付対象品目で、等級の格付が行われた食品以外のものに、等級を表す用語
 - (13) 内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 2 別表第二十二の食品に、その表に記載された表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。
- 別表第二十二 : 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準等の表示禁止事項を収載

※詳細は、表示基準第九条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(1)－1

第十条(義務表示)

- 1 食品関連事業者が**業務用加工食品**を販売する際の従うべき**表示方法**
以下の表示事項が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

注) 第三条第一項ただし書

ただし、**別表第四**の上欄に掲げる食品は、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- ①**名称**、②**保存の方法**、③**消費期限又は賞味期限**、④**原材料名**、⑤**添加物**、⑥**食品関連事業者の氏名又は名称及び住所**、⑦**製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称**、⑧**アレルゲン**、⑨**L-フェニルアラニン化合物を含む旨**、⑩**乳児用規格適用食品である旨**、⑪**原料原産地名**、⑫**原産国名**

13**即席めん類**に関する事項、14**食肉**に関する事項、15**食肉製品**に関する事項
16**乳**に関する事項、17**乳製品**に関する事項、18**乳又は乳製品を主要原料とする食品**
に関する事項、19**鶏の液卵**に関する事項、20**切り身又はむき身にした魚介類**で、**生食用のもの**に関する事項、21**生かき**に関する事項、22**ゆでがに**に関する事項、23**魚肉ハム**、**魚肉ソーセージ**及び**特殊包装かまぼこ**に関する事項、24**ふぐを原材料とするふぐ加工品**に関する事項、25**鯨肉製品**に関する事項、26**冷凍食品**に関する事項、27**容器包装詰加圧加熱殺菌食品**に関する事項、28**缶詰の食品**に関する事項、29**水のみを原料とする清涼飲料水**に関する事項、30**冷凍果実飲料**に関する事項

※詳細は、**表示基準第十条**で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(1)－2

第十条(義務表示)

- 2 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示する際の取り扱い

次の字句を、下の枠の字句とする。

3 1の規定にかかわらず、**原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に**、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た**製造所固有の記号**又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の**製造所固有の記号**の表示で、**製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。**(以下、略)



3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た**製造所固有の記号**又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の**製造所固有の記号**の表示で、**製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。**

※詳細は、表示基準第十条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(1)－3

第十条(義務表示)

3 次の表示事項は、次の表示方法で表示することができる。

- (1) **原材料名** → **原材料に占める重量の割合を、その高い順**が分かるように表示
- (2) **添加物** → **添加物に占める重量の割合を、その高い順**が分かるように表示
- (3) **別表第十五の1から22までの加工食品に使用する業務用加工食品で、対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上の原材料の原産地**
輸入品以外の農産物漬物の原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位(内容重量が300グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもの及び輸入品以外の野菜冷凍食品の原材料の重量に占める割合が高い野菜の上位三位までのもので、かつ、**原材料の重量に占める割合が5%以上のものの原料原産地**
→ **原材料の重量に占める割合を、割合が高い原産地の順**が分かるように表示
- (4) 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において「その他」と表示される原材料
→ **「その他」と表示**することが可能
- (5) 容器包装入り加工食品の複合原材料表示で省略可能な複合原材料の原材料
→ **原材料の表示を省略**することが可能

※詳細は、表示基準第十条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(1)－4

第十条(義務表示)

4 次の表示事項の表示は、以下の区分に該当する食品については省略可能。

(1) 保存の方法

- ① 清涼飲料水のうちガラス瓶(紙栓を付けたものを除く。)又はポリエチレン製容器包装に収められたもの
- ② 酒類
- ③ 生めん類、即席めん類、食肉製品、鶏の液卵、ゆでがに、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉練り製品、鯨肉ベーコンの類、マーガリン、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、清涼飲料水及び酒類を除く加工食品(缶詰、瓶詰、たる詰め又はつぼ詰めのものを除く。)

(2) 消費期限又は賞味期限

- ① 清涼飲料水のうちガラス瓶(紙栓を付けたものを除く。)又はポリエチレン製容器包装に収められたもの
- ② 酒類
- ③ 生めん類、即席めん類、食肉製品、鶏の液卵、ゆでがに、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉練り製品、鯨肉ベーコンの類、マーガリン、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、清涼飲料水及び酒類を除く加工食品(缶詰、瓶詰、たる詰め又はつぼ詰めのものを除く。)

※詳細は、表示基準第十条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(2)－1

第十一条(義務表示の特例)

1 表示を要しない場合及びその表示事項

①業務用酒類を販売する場合 → 原材料名、アレルゲン、原産国名

②設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合
食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合
不特定若しくは多数の者に対する譲渡(販売を除く。)の用に供する場合
→ 原材料名、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、原料原産地名、
原産国名

③容器包装に入れなくて販売する場合

→ 保存の方法、消費期限又は賞味期限、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、アレルゲン、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、乳児用規格適用食品である旨
即席めん類に関する事項、食肉に関する事項、食肉製品に関する事項、乳に関する事項、乳製品に関する事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項、鶏の液卵に関する事項、切り身又はむき身にした魚介類であつて、生食用のものに関する事項、生かきに関する事項、ゆでがにに関する事項、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項、鯨肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項、缶詰の食品に関する事項、ミネラルウォーター類に関する事項、冷凍果実飲料に関する事項

※詳細は、表示基準第十一条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(2)－2

第十一条(義務表示の特例)

2 以下の場合、名称を表示する際は、第三条第一項の名称の項の2の規定は適用しない。

- (1) 設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合
- (2) 食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合
- (3) 不特定若しくは多数の者に対する譲渡(販売を除く。)の用に供する場合

注) 第三条第一項の名称の項の2の規定

[別表第五](#)の上欄に掲げる食品以外のものは、同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。

※詳細は、[別表第五](#)を確認のこと

※詳細は、[表示基準第十条](#)で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(3)

第十二条(任意表示)

食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際に、**次の表示事項**が当該業務用加工食品の**容器包装、送り状、納品書等**又は**規格書等**に表示される場合には、第十二条の表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- ・特色のある原材料等に関する事項^{注)}
- ・栄養成分及び熱量
- ・ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合に限る。)

注)特色のある原材料等に関する事項

酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。

※表示の方法は、表示基準第十二条の表で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(4)－1

第十三条(表示の方式等)

第十条(義務表示)及び前条(任意表示)の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 1 邦文で、食品を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により**正確**に行う。
- 2 別表第二十三に掲げる事項は、**容器包装**(容器包装に入れないで販売される業務用加工食品の場合、**名称は送り状、納品書又は規格書等**)に表示する。
- 3 別表第二十三に掲げる事項以外の事項は、**容器包装、送り状、納品書等又は規格書等**に表示する。

○別表第二十三 : **業務用加工食品の義務表示事項**を収載

※詳細は、表示基準第十三条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(4)－2

第十三条(表示の方式等)

- 4 **別表第二十三**に掲げる事項の表示は、以下の食品について、第十三条の表に掲げる場合に該当するものは、**送り状、納品書等又は規格書等**への表示で、**容器包装への表示に代えることができる。**

この場合、当該食品を識別できる記号の**容器包装の見やすい箇所に表示、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所を送り状、納品書等又は規格書等**に表示しなければならない。

原料用果汁(容量が200リットル以上である缶に収められたものに限る。)

原料用濃縮コーヒー(容量が20リットル以上である缶に収められたものに限る。)

原料用魚肉すり身(容量が20キログラム以上である容器包装に収められたものに限る。)

乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるもの

○**別表第二十三** : 業務用加工食品の義務表示事項を収載

- 5 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を**製造所固有記号**で表示する場合原則として、**食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。**

※詳細は、表示基準第十三条で確認のこと

業務用加工食品の食品表示基準(5)

第十四条(表示禁止事項)

食品関連事業者が販売する業務用加工食品の**容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項**については、**第九条第一項(第十二号を除く。)**の規定を準用する。

注) 第九条第一項(第十二号を除く。)

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると**誤認させる用語**
- (2) 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と**矛盾する用語**
- (3) 乳児用規格適用食品以外の食品に、**乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語**
- (4) 分別生産流通管理が行われたことを確認した**非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品(当該食品を原材料とするものを含む。)**以外の食品に、当該食品の原材料である**別表第十七の作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語**
- (5) **組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品に、その農産物に遺伝子組換えでないことを示す用語**
- (6) 産地名を示す表示で、**産地名の意味を誤認させるような用語**
- (7) **ナトリウム塩を添加している食品に、ナトリウムの量**
- (8) **機能性表示食品に関する用語**
- (9) **栄養機能食品に関する用語**
- (10) **保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品)以外の食品に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語**
- (11) **屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示**
- (13) **内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示**

※詳細は、表示基準第九条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の加工食品の食品表示基準(1)

第十五条(義務表示)

食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する場合の表示方法

以下の表示事項(酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。)が第三条(横断的義務表示)及び第四条(個別的義務表示)に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

①名称、②保存の方法、③消費期限又は賞味期限、④添加物、⑤製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、⑥アレルゲン、⑦L-フェニルアラニン化合物を含む旨、⑧遺伝子組換え食品に関する事項、⑨乳児用規格適用食品である旨

13即席めん類に関する事項、14食肉に関する事項、15食肉製品に関する事項
16乳に関する事項、17乳製品に関する事項、18乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項、19鶏の液卵に関する事項、20切り身又はむき身にした魚介類で、生食用のものに関する事項、21生かきに関する事項、22ゆでがにに関する事項、23魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項、24ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項、25鯨肉製品に関する事項、26冷凍食品に関する事項、27容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項、28缶詰の食品に関する事項、29ミネラルウォーター類に関する事項、30冷凍果実飲料に関する事項

※詳細は、表示基準第十五条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の加工食品の食品表示基準(2)－1

第十六条(表示の方式等)

第十五条の表示は、第八条第一項(第三号を除く。)の規定に定めるところに従いされなければならない。

- 1 邦文で、食品を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により**正確**に行う。
- 2 **容器包装**(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を**開かない**でも**容易に見ることができるよう**に、**容器包装の見やすい箇所**に表示する。
- 3 **名称**
別記様式一の枠内ではなく、**商品の主要面に表示することができる**。この場合、内容量、固形量又は内容総量を、**別記様式一**の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。
- 4 **製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称**
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

※詳細は、表示基準第十六条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の加工食品の食品表示基準(2)－2

第十六条(表示の方式等)

- 5 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号で表示する場合原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。
- 6 特定保健用食品
特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。
- 7 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 8 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。
ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって、表示すべき事項を蓋(その面積が30平方センチメートル以下のものに限る。)に表示するもの
→ JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字が可能。

蓋に表示をする場合であって、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合
→ 内容量の表示は、蓋以外の箇所に行うことが可能。

※詳細は、表示基準第十六条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の加工食品の食品表示基準(3)

第十七条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第九条第一項の規定を準用する。

注) 第九条第一項の規定

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) 乳児用規格適用食品以外の食品に、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
- (4) 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品(当該食品を原材料とするものを含む。)以外の食品に、当該食品の原材料である別表第十七の作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語
- (5) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品に、その農産物に遺伝子組換えでないことを示す用語
- (6) 産地名を示す表示で、産地名の意味を誤認させるような用語
- (7) ナトリウム塩を添加している食品に、ナトリウムの量
- (8) 機能性表示食品に関する用語
- (9) 栄養機能食品に関する用語
- (10) 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品)以外の食品に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- (11) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示
- (12) 等級のある日本農林規格の格付対象品目で、等級の格付が行われた食品以外のものに、等級を表す用語
- (13) 内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

※詳細は、表示基準第十七条で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(1)－1

第十八条(横断的義務表示)

食品関連事業者が**一般用生鮮食品**を販売する際の**表示事項**及び従うべき**表示方法**ただし、**設備を設けて飲食させる場合**又は**容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合**若しくは**不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)**する場合を除く。

(1) 名称

(2) 原産地

① 農産物

国産品(**都道府県名**)、輸入品(**原産国名**)を表示する。

② 畜産物

イ 国産品(**国産である旨**)、輸入品(**原産国**)を表示する。

国内外での飼養期間の長さにより判断

ロ 国産品で、**主たる飼養地の都道府県と別の都道府県の地名を表示する場合**
当該地名と主たる飼養地の都道府県名等を原産地として表示する。

③ 水産物

イ 国産品(**水域名又は地域名**)、輸入品(**原産国名**)を表示する。

ロ 国産品(**水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名**)、
輸入品(**原産国名に水域名**)を併記可能。

④ 同じ種類の生鮮食品で、複数の原産地のものを混合した場合は生鮮食品の製品

に占める重量の割合の高いものから順に表示

異なる種類の生鮮食品の場合は当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。

※表示事項及び表示の方法は、別表第四で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(1)－2

第十八条(横断的義務表示)

2 食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち**次のものを販売する際**(設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れなくて、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)の表示の方法

- ①放射線を照射した食品 → 「放射線照射に関する事項」
- ②特定保健用食品 → 「特定保健用食品である旨など9項目」
- ③機能性表示食品 → 「保存の方法、機能性表示食品である旨など15項目」
- ④対象農産物 → 「遺伝子組換え食品に関する事項」
- ⑤乳児用規格適用食品 → 「乳児用規格適用食品である旨」
- ⑥**特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に規定する特定商品**であって密封(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。)されたもの
→ 「内容量及び食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」

※詳細は、表示基準第十八条で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(2)

第十九条(個別的義務表示)

食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第二十四の上欄に掲げる食品を販売する際の表示事項及び従うべき表示方法

ただし、設備を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れなくて、かつ、生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。

○別表第二十四 : 生鮮食品品質表示基準及び食品衛生法に基づく表示基準等を収載

玄米及び精米、シアン化合物を含有する豆類、しいたけ、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご、食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。))に限る。)、生乳、生山羊乳及び生めん羊乳、鶏の殻付き卵、水産物、切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを除く。)であって生食用のもの(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいたもの並ぶに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの、生かき

※表示の方法は、別表第二十四で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(3)

第二十条(義務表示の特例)

以下の場合、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

(1) 生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合

→ 名称(容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類であって、生食用のもの、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類を凍結させたもの及び生かきを除く。)、原産地、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、玄米及び精米に関する事項、栽培方法(しいたけに限る。)、解凍した旨(水産物に限る。)、養殖された旨(水産物に限る。)

(2) 容器包装に入れずに販売する場合

→ 名称(生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡する場合に限る。)、放射線照射に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、別表第二十四の表示事項(栽培方法、解凍した旨及び養殖された旨を除く。)

※詳細は表示基準第二十条及び別表第二十四で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(4)

第二十一条(任意表示)

食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)に、**次の表示事項**が当該食品の容器包装に表示される場合には、第二十一条の表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- ・**栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。)及び熱量**
- ・**ナトリウムの量**
- ・**栄養機能食品に係る栄養成分の機能**
- ・**栄養成分の補給ができる旨**
- ・**栄養成分又は熱量の適切な摂取ができ旨**

※表示の方法は、表示基準第二十一条の表で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(5)－1

第二十二條(表示の方式等)

1 第十八條(横断的義務表示)、第十九條(個別的義務表示)及び前條(任意表示)の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

(1) 邦文で、食品を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により正確に行う。

(2) 容器包装に入れられた生鮮食品は、容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように、容器包装の見やすい箇所に表示する。

ただし、以下の事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示可能。

① 名称(農産物(放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。)、鶏の殻付き卵(保健機能食品を除く。))及び水産物(保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びふぐを含む。))を除く。)に限る。)

② 原産地

③ 遺伝子組換え農産物に関する事項(第十八條第二項の表の対象農産物の項の1の二及び3に関するものに限る。)

④ 栽培方法

⑤ 解凍した旨

⑥ 養殖された旨

※詳細は、表示基準第二十二條で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(5)－2

第二十二条（表示の方式等）

- (3) 容器包装に入れられていない生鮮食品にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。
- (4) 機能性表示食品は、以下のとおり表示する。
- イ 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。
 - ロ 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。
- (5) 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。
- (6) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分を併せて表示する場合は、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示される事項が別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りではない。

※詳細は、表示基準第二十二条で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(5)－3

第二十二條(表示の方式等)

- (7) 表示に用いる文字(玄米及び精米にあつては、文字及び粹)の色は、背景の色と対照的な色とする。
- (8) 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字の活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。
玄米及び精米の容器包装の表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する12ポイント(内容量が3キログラム以下のものは、8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。
ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものに表示する場合は、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の文字としなければならない。
- 2 消費者に対して販売する事業者以外の事業者は、送り状又は納品書等に表示することができる。

※詳細は、表示基準第二十二條で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(6)－1

第二十三条(表示禁止事項)

- 1 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。
ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りではない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) 乳児用規格適用食品以外の食品に、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい

(4) 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物以外の食品は、当該作物である食品が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語

(5) 対象農産物以外の作物は、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語

※詳細は、表示基準第二十三条で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(6)－2

第二十三条(表示禁止事項)

(6)機能性表示食品に、次に掲げる用語

- イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
- ロ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語
- ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

(7)栄養機能食品に、次に掲げる用語

- イ 別表第十一の栄養成分以外の成分の機能を示す用語
- ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

(8)保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品)以外の食品に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

(9)製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

※詳細は、表示基準第二十三条で確認のこと

一般用生鮮食品の食品表示基準(6)－3

第二十三条(表示禁止事項)

- 2 **玄米及び精米**は、次に掲げる事項は、**容器包装に表示してはならない**。
ただし、**第三号**及び**第四号**に掲げる事項は、第十九条(**個別的義務表示**)に規定により表示する場合を除く。
- (1) **未検査米の原料玄米**は、**品種又は産年を表す用語**
- (2) **「新米」の用語**
(原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。)
- (3) **原料玄米のうち使用割合が50パーセント未満であるもの**
- ・**当該原料玄米の産地**(国産品又は輸入品の別を含む。)
 - ・**品種又は産年**(使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさに付してあるものを除く。)
- を表す用語**
- (4) **産地、品種又は産年を表す用語**を表示する場合
- ・当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさに付してある**「ブレンド」**その他**産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語**

※詳細は、表示基準第二十三条で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(1)－1

第二十四条(義務表示)

- 1 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際の表示事項及び従うべき表示方法次の表示事項が第十八条(横断的義務表示)及び第十九条(個別的義務表示)に定める方法に従い表示されなければならない。

ただし、容器包装に入れずに販売するもので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡(販売を除く。)の用に供する場合を除く。

- (1) 名称
- (2) 原産地
- (3) 放射線照射に関する事項
- (4) 乳児用規格適用食品である旨
- (5) 別表第二十四の表示事項(玄米及び精米に関する事項、栽培方法、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨(牛肉(内臓を除く。))であって生食用のものに限る。)、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨(牛肉(内臓を除く。))であって生食用のものに限る。)、解凍した旨及び養殖された旨を除く。)

○別表第二十四 : 生鮮食品品質表示基準及び食品衛生法に基づく表示基準等を収載

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第十八条、第十九条及び別表第二十四で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(1)－2

第二十四条(義務表示)

2 対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品で、

- (1) 当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、
かつ、
- (2) 当該割合が五十パーセント以上のもの
- ・農産物漬物は「原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもの」で、
かつ、
「原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの」
 - ・野菜冷凍食品は「原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもの」で、
かつ、
「原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの」
 - ・うなぎ加工品は「うなぎ」

以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

※詳細は、表示基準第二十四条で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(2)

第二十五条(義務表示の特例)

以下の場合、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

(1) 設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡(販売を除く。)の用に供する場合

→ 名称(容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類であって、生食用のもの、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類を凍結させたもの及び生かきを除く。)、原産地

(2) 容器包装に入れずに販売する場合

→ 名称(設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合に限る。)、第十八条第二項の表の中欄に掲げる事項、別表第二十四の中欄に掲げる事項

※詳細は表示基準第二十五条及び別表第二十四で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(3)

第二十六条(任意表示)

食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際に、**次の表示事項**が当該食品の**容器包装、送り状、納品書等**又は**規格書等**に表示される場合は、第二十六条の表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- ・**栄養成分及び熱量**
- ・**ナトリウムの量**

※表示の方法は、表示基準第二十六条の表で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(4)

第二十七条(表示の方式等)

第二十四条(義務表示)及び第二十六条(任意表示)の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

(1)邦文で、食品を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により正確に行う。

(2)第二十四条(義務表示)及び第二十六条(任意表示)に規定する事項のうち、

①別表第二十五に掲げる事項は、容器包装に表示する。

②別表第二十五に掲げる以外の事項は、容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。

○別表第二十五 : 食品衛生法に基づく表示基準等を収載

※詳細は、表示基準第二十七条及び別表第二十五で確認のこと

業務用生鮮食品の食品表示基準(5)

第二十八条(表示禁止事項)

食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

注) 第二十三条第一項の規定

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) 乳児用規格適用食品以外の食品に、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい
- (4) 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物以外の食品は、当該作物である食品が非遺伝子組換え農産物である食品である旨を示す用語
- (5) 対象農産物以外の作物は、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- (6) 機能性表示食品に関する用語
- (7) 栄養機能食品に関する用語
- (8) 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品)以外の食品に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- (9) 製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

※詳細は、表示基準第二十三条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の生鮮食品の食品表示基準(1)

第二十九条(義務表示)

食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する場合の表示方法

以下の表示事項が第十八条(横断的義務表示)及び第十九条(個別的義務表示)に定める方法に準じて表示されなければならない。

- ①名称、②放射線照射に関する事項、③遺伝子組換え食品に関する事項、④乳児用規格適用食品である旨
- ⑤シアン化合物を含有する豆類に関する事項、⑥あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項、⑦食肉に関する事項、⑧生乳、生山羊乳及び生めん羊乳に関する事項、⑨鶏の殻付き卵に関する事項、⑩切り身又はむき身にした魚介類であって、生食用のものに関する事項、⑪ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないものに関する事項、⑫切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のものに関する事項、⑬冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類を凍結させたものに関する事項、⑭かきに関する事項

※詳細は、表示基準第二十九条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の加工食品の食品表示基準(2)

第三十条(表示の方式等)

第二十九条の表示は、第二十二條第一項(第三号を除く。)の「**一般用生鮮食品の食品表示基準の表示の方式等**」規定に定めるところに準じてされなければならない。

※詳細は、表示基準第三十条及び第二十二條第一項で確認のこと

第三十一条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者が販売する**生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項**は、第二十三條第一項の規定を準用する。

※詳細は、表示基準第三十一条及び第二十三條第一項で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(1)－1

第三十二条(義務表示)

1 食品関連事業者が**容器包装に入れられた添加物**(業務用添加物を除く。)を販売する際の**表示事項及び従うべき表示方法**

(1) 名称

(2) 添加物である旨

(3) 保存の方法

(4) 消費期限又は賞味期限

(5) 内容量

(6) 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量

(7) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

(8) 製造所又は加工所の所在地(輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地。)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。)

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第三十二条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(1)－2

第三十二条(義務表示)

2 食品関連事業者が**添加物**のうち次のものを販売する際の**表示事項**及び従うべき**表示方法**

- ①特定原材料に由来する添加物 → 「**アレルギー**」
- ②食品衛生法第十一条第一項の規定により**使用の方法の基準**が定められた添加物
→ 「**使用の方法**」
- ③食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に**表示量に関する規定**がある添加物
→ 「**その値**」
- ④製剤である添加物
→ 「**成分(着香の目的で使用されるものを除く。)及び重量パーセント**」
- ⑤タール色素の製剤 → 「**実効の色名**」
- ⑥アスパルテーム又はこれを含む製剤
→ 「**L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨**」
- ⑦添加物たるビタミンAの誘導體 → 「**ビタミンAとしての重量パーセント**」

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第三十二条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(1)－3

第三十二条(義務表示)

- 3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際の表示事項及び従うべき表示方法
次の事項が前二項(第三十二条第一項及び第二項)に定める方法に従い表示されなければならない。

- ① 名称
- ② 添加物である旨
- ③ 保存の方法
- ④ 消費期限又は賞味期限
- ⑤ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ⑥ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- ⑦ アレルギー
- ⑧ 使用の方法
- ⑨ 食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- ⑩ 成分(着香の目的で使用されるものを除く。)及び重量パーセント
- ⑪ 実効の色名
- ⑫ L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- ⑬ ビタミンAとしての重量パーセント

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第三十二条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(1)－4

第三十二条(義務表示)

4 第三十二条第三項第五号(食品関連事業者の氏名又は名称及び住所)の表示をする際に製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称)の表示の取り扱い

次の字句を、下の枠の字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。(以下、略)



3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第三十二条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(1)－5

第三十二条(義務表示)

5 第一項から第四項までの規定にかかわらず、次の表示事項の表示は、第三十二条の表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあってはこれを省略することができる。

①保存の方法

→ 食品衛生法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物

②消費期限又は賞味期限

→ 全ての添加物

③栄養成分の量及び熱量

→ 以下に掲げるもの(栄養表示をしようとする場合を除く。)

ア 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの

イ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの

ウ 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの

※表示事項及び表示の方法は、表示基準第三十二条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(2)

第三十三条(義務表示の特例)

第三十二条の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合は、次の表示事項の表示は要しない。

- (1) 内容量
- (2) 栄養成分の量及び熱量
- (3) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

食品添加物の食品表示基準(3)

第三十四条(任意表示)

1 食品関連事業者が**添加物(業務用添加物を除く。)**を販売する際に、次の表示事項が当該添加物の**容器包装**に表示される場合には、第三十四条第一項の表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

- ・**栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。)**
- ・**ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。)**

2 食品関連事業者が**業務用添加物**を販売する際は、次の表示事項が当該業務用添加物の**容器包装**に表示される場合には、第三十四条第一項の表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

- ・**栄養成分及び熱量**
- ・**ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。)**

※表示の方法は、**表示基準第三十四条の表**で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(4)－1

第三十五条(表示の方式等)

- 1 第三十二条(義務表示)及び第三十四条(任意表示)の表示は、次に定めるところによりされなければならない。
 - (1) 邦文で、添加物を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすい用語により正確に行う。
 - (2) 容器包装(容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように、容器包装の見やすい箇所に表示する。
 - (3) 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの))の量及び熱量の表示は別記様式二(たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分を併せて表示する場合は、別記様式三)により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示される事項が別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りではない。

※詳細は、表示基準第三十五条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(4)－2

第三十五条（表示の方式等）

- (4) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。
- (5) 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号で表示する場合
原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。
- (6) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- (7) 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。
ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものは、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字が可能。

※詳細は、表示基準第三十五条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(4)－3

第三十五条(表示の方式等)

- 2 前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所(製造所又は加工所の所在地及び製造者
又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。)は、業務用添加物の送り状、
納品書等又は規格書等に表示することができる。

※詳細は、表示基準第三十五条で確認のこと

食品添加物の食品表示基準(5)

第三十六条(表示禁止事項)

食品関連事業者は、第三十二条(義務表示)及び三十四条(任意表示)に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第三十二条(義務表示)の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) ナトリウム塩を添加している添加物は、ナトリウムの量
- (4) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

※詳細は、表示基準第三十六条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の添加物の食品表示基準(1)

第三十七条(義務表示)

食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する場合の表示方法

以下の表示事項が第三十二条(義務表示)に定める方法に準じて表示されなければならない。

- ①名称、②添加物である旨、③保存の方法、④消費期限又は賞味期限、⑤製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、⑥アレルギー、⑦使用の方法、⑧食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値、⑨成分及び重量パーセント、⑩実効の色名、⑪L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨、⑫ビタミンAとしての重量パーセント

※詳細は、表示基準第三十七条で確認のこと

食品関連事業者以外の販売者の添加物の食品表示基準(2)

第三十八条(表示の方式等)

第三十七条の表示は、第三十五条第一項(第三号を除く。)の「**添加物の食品表示基準の表示の方式等**」規定に定めるところに準じてされなければならない。

※詳細は、表示基準第三十七条で確認のこと

第三十九条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者が販売する**添加物の容器包装への表示が禁止される事項**は、第三十六条の規定を準用する。

※詳細は、表示基準第三十九条で確認のこと

雑則(1)

第四十条(生食用牛肉の注意喚起表示)

食品関連事業者が牛肉(内臓を除く。)で、生食用のものを、容器包装に入れないで消費者に販売する場合は、次の事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならない。

この場合の表示は、邦文で、当該牛肉を購入、使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語で、正確に行われなければならない。

(1) 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

(2) 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

※詳細は、表示基準第四十条で確認のこと

雑則(2)

第四十一条(努力義務)

- 1 食品関連事業者等は、第三条(横断的義務表示)及び第四条(個別的義務表示)に掲げる事項のうち、第五条(義務表示の特例)の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。
- 2 食品関連事業者等は、この府令(食品表示基準)に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

※詳細は、表示基準第四十一条で確認のこと

食品表示基準

策定方針

と

旧制度からの主な変更点

食品表示基準の概要(1)

食品表示基準の策定方針 — 現行58本の基準を1本に統合 —

- 消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、両者にわかりやすい表示基準として策定

- 1 **原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない**
 - ・ 例外として、食品衛生法とJAS法の基準の統合に当たり、**加工食品と生鮮食品の区分などを変更**
- 2 **基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい項目立てとする**
 - ・ 食品について、「**加工食品**」、「**生鮮食品**」、「**添加物**」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、「**食品関連事業者に係る基準**」、「**食品関連事業者以外の販売者に係る基準**」に区分
- 3 **2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる**
- 4 **現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す**
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 5 **安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す**
 - ・ 例えば、**アレルギー表示のうち、特定加工食品(※)に係る表示**(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し
 - ※一般的にアレルゲンを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルゲンを含むことが理解できると考えられてきたもの(例:マヨネーズ(卵)、パン(小麦))

食品表示基準の概要(2)

旧制度からの主な変更点

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

- JAS法と食品衛生法において異なる食品の区分について、**JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理**

【新たに加工食品に区分されるもの】

- ・ 現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、**軽度の撒(さん)塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を施したもの**(例:ドライマンゴー)についても、**「加工食品」として整理。**



その結果、**新たに、アレルギー、製造所等の所在地等の表示義務が必要。**

食品表示基準の概要(2)－2

旧制度からの主な変更点

< 加工食品と生鮮食品の区分 >

食品表示基準第2条第1項第1号及び第2号に規定。

(1)「加工食品」

「製造又は加工された食品」と定義され、調味や加熱等したものが該当
具体的な品目は[食品表示基準別表第一](#)に掲げられている。

(2)「生鮮食品」

「加工食品及び添加物以外の食品」と定義され、単に水洗いや切断、冷凍等した
ものが該当
具体的な品目は[食品表示基準別表第二](#)に掲げられている。

食品表示基準の概要(3)－1

旧制度からの主な変更点

2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

- ・ 原則として、同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り利用可能
- ・ 製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ・ ただし、ルールの改善の対象については、業務用食品を除く。

食品表示基準の概要(3)－2

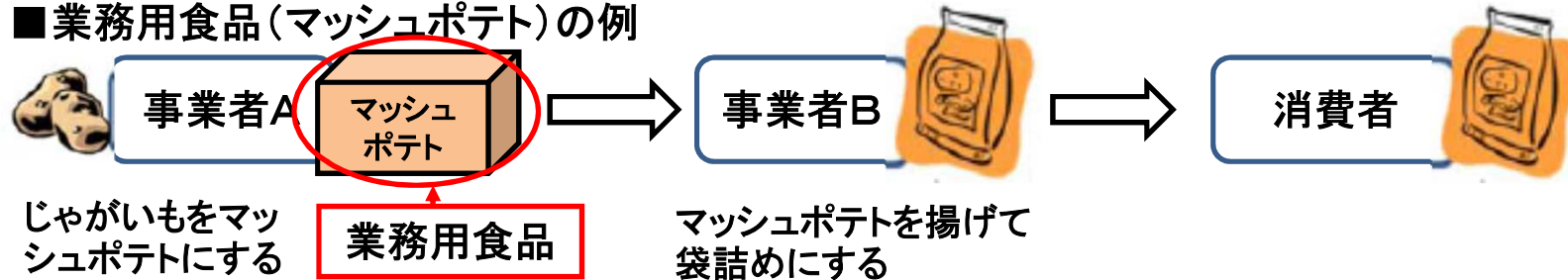
旧制度からの主な変更点

(例)

名称	パン
原材料名	小麦粉、糖類、卵 ショートニング、脱脂粉乳 イースト、食塩、(原材料の一部に大豆を含む)
内容量	6枚
賞味期限	平成26年7月31日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
販売者	〇〇食品(株) KS 東京都千代田区永田町2-11-1

製造所固有記号

■業務用食品(マッシュポテト)の例



食品表示基準の概要(3)－3

旧制度からの主な変更点

< 従来の製造所固有記号の表示例 >

- ① 本社とは異なる所在地の自社工場で製造した食品に、**本社の名称、所在地を表示したい場合**
 - **製造所固有記号の表示**により、**自社工場の所在地に代えて、本社の所在地を表示**できます。

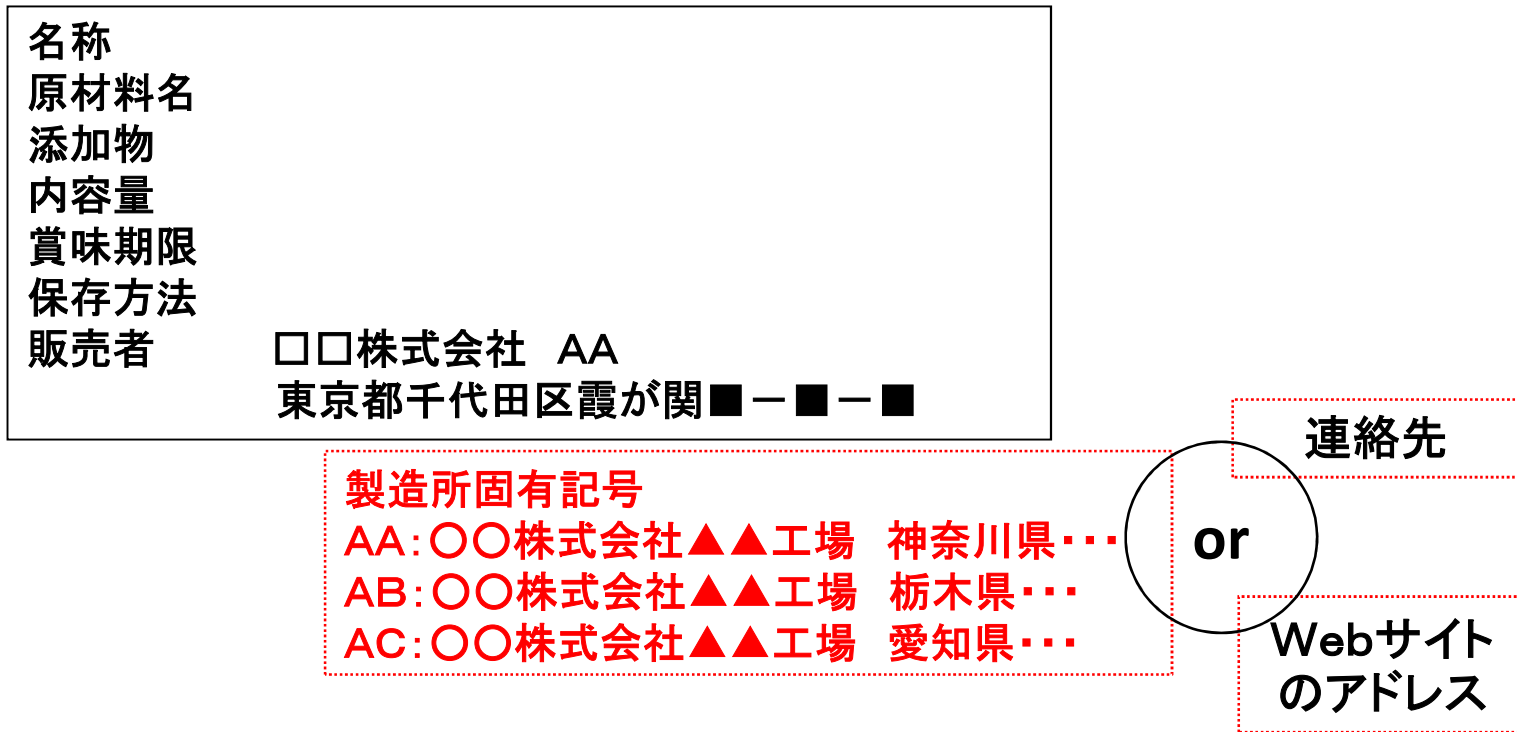
- ② 製造を**他社工場(製造所)**に委託している販売者が、**自社の名称、所在地を表示したい場合**
 - **製造所固有記号の表示**により、**委託先他社工場の名称、所在地に代えて、販売者の名称、所在地を表示**できます。
ただし、その際に表示する販売者の名称、所在地は、法人であれば、登記されている本社とします。

食品表示基準の概要(3)－4

旧制度からの主な変更点

< 製造所固有記号を使用する場合の表示例 >

当該製品を製造している**全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号**を表示する場合



食品表示基準の概要(3)－4

旧制度からの主な変更点

< 新方式による製造所固有記号の届出 >

表示基準の施行の日から起算して1年を経過した日(平成28年4月1日)から施行。

< 平成28年3月31日までの間の取り扱い >

従来どおり、製造者が消費者庁長官に、原則として郵送により届出を行う。

食品表示基準の概要(4)－1

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの改善

- (1) **特定加工食品^(注1)及びその拡大表記を廃止**することにより、**より広範囲の原材料についてアレルゲンを含む旨の表示を義務付け**

(注1)特定加工食品

表記に特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきた表記

(例: マヨネーズ → 「卵を含む」を省略可、パン → 「小麦を含む」を省略可)

- (2) アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

- (3) **一括表示する場合**、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる**全てのアレルゲンを把握**できるよう、一括表示欄に**全て表示**(現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記^(注2)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、**今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要**)等

(注2)代替表記

表記方法や言葉が違うが、アレルゲンを含む食品と同一であるということが理解できる表記

(例: たまご → 「卵を含む」を省略可、コムギ → 「小麦を含む」を省略可)

食品表示基準の概要(4)－2

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの改善

(1) **特定加工食品(注1)及びその拡大表記を廃止**することにより、**より広範囲の原材料についてアレルゲンを含む旨の表示を義務付け**

(注1)特定加工食品

表記に特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきた表記

(例: マヨネーズ → 「卵を含む」を省略可、パン → 「小麦を含む」を省略可)

○旧制度における「特定原材料及びその拡大表記」の例

	1 特定原材料等	2 代替表記 (特定原材料等と同じものであると理解できる表記)	3 特定加工食品(表記例) (特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を使った食品であると予測できる表記)	4 拡大表記(表記例) (特定原材料名又は代替表記、特定加工食品名が含まれているため、これらを使ったことが理解できる表記)
特定原材料	えび	エビ、海老	—	サクラエビ、えび天ぷら
	かに	カニ、蟹	—	上海がに、マツバガニ、カニシユウマイ
	小麦	こむぎ、コムギ	パン、うどん	小麦粉、こむぎ胚芽、ロールパン、クリームパン、焼きうどん
	そば	ソバ	—	そばがき、そば粉、そばぼうろ、そば饅頭
	卵	玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、うずら卵	マヨネーズ、オムレツ、目玉焼、かに玉、オムライス、親子丼	温泉玉子、厚焼きたまご、ハムエッグ、卵黄、卵白、チーズオムレツ、からしマヨネーズ
	乳	乳等省令に基づく種類別を表記する (例)牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳、チーズ、バターなど	生クリーム、ヨーグルト、ミルク、アイスマイルク、ラクトアイス、乳糖	アイスクリーム、ガーリックバター、レーズンバター、バターソース、カマンベールチーズ、パルメザンチーズ、プロセスチーズ、ブルーチーズ、コーヒート牛乳、牛乳がゆ、フルーツヨーグルト、ミルクパン
	落花生	ピーナッツ	—	ピーナッツバター、ピーナッツオイル、ピーナッツクリーム

食品表示基準の概要(4)－3

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルール of 改善＜従来のアレルギー表示＞

①特定原材料等を含む複合原材料を用いた複合調理加工品の場合		
ア 個別表示の場合		
複合調理加工品	省略せずに全て表示した例	省略規定を利用した例
ビスケット	小麦粉、砂糖、卵、 全粉乳 、ホエイパウダー(乳製品)、カゼインCa(乳由来)、カゼインNa(乳由来)	小麦粉、砂糖、卵、 全粉乳 、ホエイパウダー、カゼインCa、カゼインNa
イ 一括して表示する場合		
複合調理加工品	省略せずに全て表示した例	省略規定を利用した例
ポテトサラダ	じゃがいも、にんじん、ハム(豚肉、食塩、砂糖、その他)、マヨネーズ(卵、大豆油、醸造酢、その他)、たんぱく加水分解物(豚肉)、調味料(アミノ酸等)、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸Na	じゃがいも、にんじん、ハム、 マヨネーズ 、たんぱく加水分解物、調味料(アミノ酸等)、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸Na、 (原材料の一部に豚肉及び大豆油を含む)
②複合調理加工品を複数詰め合わせて販売されているもの(弁当類を含む)の場合		
複合調理加工品	省略せずに全て表示した例	省略規定を利用した例
料理詰め合わせ	鶏唐揚げ(鶏肉、でんぷん、コーンスターチ、 小麦粉 、 大豆油 、しょうゆ(大豆、 小麦粉 、その他))、カレーコロッケ(ばれいしょ、 大豆油 、 小麦粉 、 パン粉 、 鶏卵 、玉ねぎ、にんじん、 豚肉 、砂糖、食塩、カレー粉)、サラミソーセージ(畜肉(豚肉 、 牛肉))、結着材料(小麦粉 、 大豆たんぱく)、食塩、砂糖、その他)、海老の塩焼き(海老 、食塩)、枝豆(枝豆(大豆))、食塩)、フライドポテト(ばれいしょ、植物油、食塩、香辛料)、 プロセスチーズ 、トマト、発色剤(亜硝酸Na)、保存料(ソルビン酸K)、調味料(アミノ酸等)、リン酸Na	鶏唐揚げ 、カレーコロッケ、サラミソーセージ、 海老の塩焼き 、枝豆、フライドポテト、 プロセスチーズ 、トマト、 (原材料の一部に小麦、卵、大豆、牛肉、豚肉を含む) 、発色剤(亜硝酸Na)、保存料(ソルビン酸K)、調味料(アミノ酸等)、リン酸Na

食品表示基準の概要(4)－4

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

- (1) **特定加工食品及びその拡大表記を廃止**することにより、より広範囲の原材料についてアレルギーを含む旨の表示を義務付け

【特定原材料等の表示方法】

- ① **原材料に特定原材料等を含む場合** → **全て「(～を含む)」と表示**
＝ 「《原材料名》(《特定原材料等》を含む)」
例) 「…、酵母エキス(小麦を含む)、…」
- ② **添加物が特定原材料等に由来するものの場合** → **原則、「(～由来)」と表示**
＝ 「《添加物》(《特定原材料等》由来)」
例) 「…、乳化剤(大豆由来)、…」
- ③ **食品の製造に使用した場合**
＝ 「物質名(～由来)」
○ 一括名の添加物 → 「一括名(～由来)」
○ 用途名併記の添加物 → 「用途名(物質名(～由来))」
「用途名(物質名:～由来)」
○ 2以上の特定原材料で構成される添加物
→ 「用途名(物質名:○・△由来、物質名:●・▲由来)」

食品表示基準の概要(4)－5

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

<個別表示例と省略例>

(省略しない場合)	
原材料名	〇〇〇(△△△、 <u>ごま油(ごまを含む)</u>)、ゴマ、□□、×××、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(<u>大豆・卵・小麦を含む</u>)、たん白加水分解物(<u>大豆を含む</u>)、 <u>卵黄(卵を含む)</u> 、食塩、◇◇◇、 <u>酵母エキス(小麦を含む)</u>
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、◎◎◎(<u>大豆由来</u>)
(省略する場合)	
原材料名	〇〇〇(△△△、 <u>ごま油</u>)、ゴマ、□□、×××、醤油(大豆・小麦を含む)、 <u>マヨネーズ(卵を含む)</u> 、 <u>たん白加水分解物</u> 、 <u>卵黄</u> 、食塩、◇◇◇、 <u>酵母エキス</u>
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、◎◎◎
・醤油に「大豆を含む」と表示することで、「大豆を含む」マヨネーズ、たん白加水分解物、◎◎◎の「大豆を含む」及び「大豆由来」を省略	
・醤油に「小麦を含む」と表示することで、「小麦を含む」マヨネーズ、酵母エキスの「小麦を含む」を省略	
・マヨネーズに「卵を含む」と表示することで、「卵を含む」卵黄の「卵を含む」を省略	

食品表示基準の概要(4)－6

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

(2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

＝アレルギー表示の考え方＝

特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品において、「**原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。**」と規定されている。

このことは、重篤な症状を持っている食物アレルギー患者は選択できる食品が限られており、その中から**喫食可能な食品を選択する際に確実に情報が得られるという患者からの要望**があり、アナフィラキシーショックにより命に関わることもあるという食物アレルギーの病態を考慮し、**個別表示を原則**とした。

＝個別表示か、一括表示かの選択＝

- ①一括表示について、相当程度普及していること
- ②一覧性があるなどのメリットがあること

＝一括表示の判断＝

個別表示により難しい場合や**個別表示がなじまない場合**などは、一括表示も可能。
その場合、食物アレルギーの病態を理解し、どのような表示が患者にとってふさわしいか考慮した上で表示する。

食品表示基準の概要(4)－7

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

(2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

＝個別表示により難しい場合や個別表示がなじまない場合の例示＝

- ①個別表示よりも**一括表示の方が文字数を減らせる場合**で、**表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合**
- ②食品の原材料に使用されている添加物に**特定原材料等が含まれているが、最終食品においてキャリーオーバーに該当し、当該添加物が表示されない場合**
- ③**同一の容器包装内に容器包装されてない食品を複数詰め合わせる場合であって、容器包装内で特定原材料等が含まれる食品と含まれていない食品が接触する可能性が高い場合**
- ④弁当など**裏面に表示があると、表示を確認するのが困難であるとの食物アレルギー患者からの意見を踏まえ、裏面に表示があるために表示を確認することが困難な食品は、表面に表示するため(ラベルを小さくするため)に表示量を減らしたい場合**

食品表示基準の概要(4)－8

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

(2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

＝一括表示の具体的な表示方法＝

①**原材料欄の最後**に、「**一部に〇〇を含む**」と表示する。

②**原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は**、それぞれ**原材料欄の最後と添加物欄の最後**に、「**一部に〇〇を含む**」と表示する。

※一括表示を「**一部に〇〇を含む**」とすることにより、旧基準と新基準の判別が可能。

原材料名	〇〇〇(△△△、 <u>ごま油(ごまを含む)</u>)、 <u>ゴマ</u> 、□□、×××、 <u>醤油(大豆・小麦を含む)</u> 、 <u>マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)</u> 、 <u>たん白加水分解物(大豆を含む)</u> 、 <u>卵黄(卵を含む)</u> 、食塩、◇◇◇、 <u>酵母エキス(小麦を含む)</u>
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、 <u>◎◎◎(大豆由来)</u>



【表示例】	
原材料名	〇〇〇(△△△、 <u>ごま油</u>)、 <u>ゴマ</u> 、□□、×××、 <u>醤油</u> 、 <u>マヨネーズ</u> 、 <u>たん白加水分解物</u> 、 <u>卵黄</u> 、食塩、◇◇◇、 <u>酵母エキス</u> 、調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、 <u>◎◎◎</u> 、 <u>(一部に小麦・卵・ごま・大豆を含む)</u>

※下線は特定原材料等を含む食品

※二重下線は代替表記及び代替表記の拡大表記であるが、一括表示にも表示

※実際の表示には下線も文字囲も必要なし

食品表示基準の概要(4)－9

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

(2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

＝一括表示で原材料と添加物を表示する方法＝

<原材料と添加物を区分し、それぞれの事項を表示する場合>

名称	チョコレートケーキ
原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に大豆・乳成分・小麦・牛肉・卵を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分を含む)

<原材料と添加物の事項を設けず、原材料と添加物を区分して表示する場合>

名称	チョコレートケーキ
原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分・小麦・牛肉・卵を含む)

原材料と添加物を区別する印(／)

食品表示基準の概要(4)－10

旧制度からの主な変更点

3 アレルギー表示に係るルールの変更

(2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、**個別表示を原則**とし、**例外的に一括表示を可能**とする。

＝その他注意点＝

①**個別表示と一括表示の併用はできない**

※業者間取引の場合で、原材料を送り状等に表示する場合
→ 原則、原材料は一括表示、添加物は個別表示

②**特定原材料の「乳」の表示は、「乳成分を含む」とする。**

※添加物の場合 → 「乳由来」とする。

③**特定原材料等を2以上複数含んでいる場合は、特定原材料等どうしを「・」でつなぐ。**

④**特定原材料等の代替表記及びその拡大表記は、国が示した「別添アレルギーを含む食品に関する表示 別添3 特定原材料等の代替表記等方法リスト」を参照**

※旧食品衛生法に基づく表示基準の特定加工食品及びその拡大表記は、廃止。

⑤**原材料に「卵黄」又は「卵白」を使用した場合でも、「卵を含む」と表示する。**

⑥**その他、Q&A「アレルギーを含む食品に関する表示」を参照のこと**

食品表示基準の概要(5)

旧制度からの主な変更点

4 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者^(注3)に対し、**原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け**

【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示^(注4))

【任意(推奨)】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

(注3) 栄養成分の量を表示しなくてもよい食品関連事業者

- ① **消費税法第9条に規定する小規模事業者**(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者(当分の間は、課税売上高が1000万円以下の事業者又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者))
- ② **業務用食品を販売する事業者**
- ③ **食品関連事業者以外の販売者**

(注4) ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

食品表示基準の概要(6)

旧制度からの主な変更点

5 栄養強調表示に係るルールの改善

(1) 相対表示(コーデックスの考え方を導入)

- **低減された旨の表示をする場合(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)**には、基準値以上の絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差^(注5)が必要(**栄養強調表示をするための要件の変更**)

(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、**25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。**

- **強化された旨の表示をする場合(ミネラル類(ナトリウムを除く。)、ビタミン類)**には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、**栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)が必要(絶対差の計算方法の変更)**

(2) 無添加強調表示(コーデックスの考え方を導入。新規)

食品への**糖類無添加に関する強調表示**及び食品への**ナトリウム塩無添加に関する強調表示(食塩無添加表示を含む)**は、**それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ**行うことができる。

食品表示基準の概要(7)

旧制度からの主な変更点

6 栄養機能食品に係るルールの変更

(1) 対象成分の追加

栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム^(注6)」を追加

(注6) カリウムについては、過剰摂取のリスク(腎機能低下者において最悪の場合、心停止)を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

(2) 対象食品の範囲の変更

鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする。

(3) 表示事項の追加・変更

- ・ 栄養素等表示基準値の対象年齢(18歳以上)及び基準熱量(2,200kcal)に関する文言を表示
- ・ 特定の対象者(疾病に罹患している者、妊産婦等)に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示
- ・ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- ・ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示

食品表示基準の概要(8)

旧制度からの主な変更点

7 原材料名表示等に係るルールの変更

(1)パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料

他の加工食品同様、**原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示**

(2)複合原材料表示

それを**構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合には、構成する原材料を分割して表示可能とする。**

(3)プレスハム、混合プレスハム

原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示 等

食品表示基準の概要(9)

旧制度からの主な変更点

8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- (1) 一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示
- (2) 業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

- (1) 安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール
(フグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示)
- (2) 分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール
(例えば、栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示の方法等)

食品表示基準の概要(10)－1

旧制度からの主な変更点

10 表示レイアウトの改善

(1) 表示可能面積がおおむね30 cm²以下の場合

安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」)については、省略不可

(2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合

- ・ 食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合
- ・ 食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合



製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入者にあつては、輸入業者の氏名又は名称)も省略不可

(3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

食品表示基準の概要(10)－2

旧制度からの主な変更点

10 表示レイアウトの改善

＜製造者と表示責任者(販売者)の表示方法＞

一般用加工食品を販売する場合、「販売者の氏名又は名称及び住所」に加えて、公衆衛生上の危害発生・拡大防止の観点から「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」を表示。

その際、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は、「販売者の氏名又は名称及び住所」に近接して表示。

①食品関連事業者が販売者であり、製造者が異なる場合の表示例

販売者の欄に近接して表示してください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■
製造所※ ¹	○○株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■
製造所※ ¹	○○株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

食品表示基準の概要(10)－2

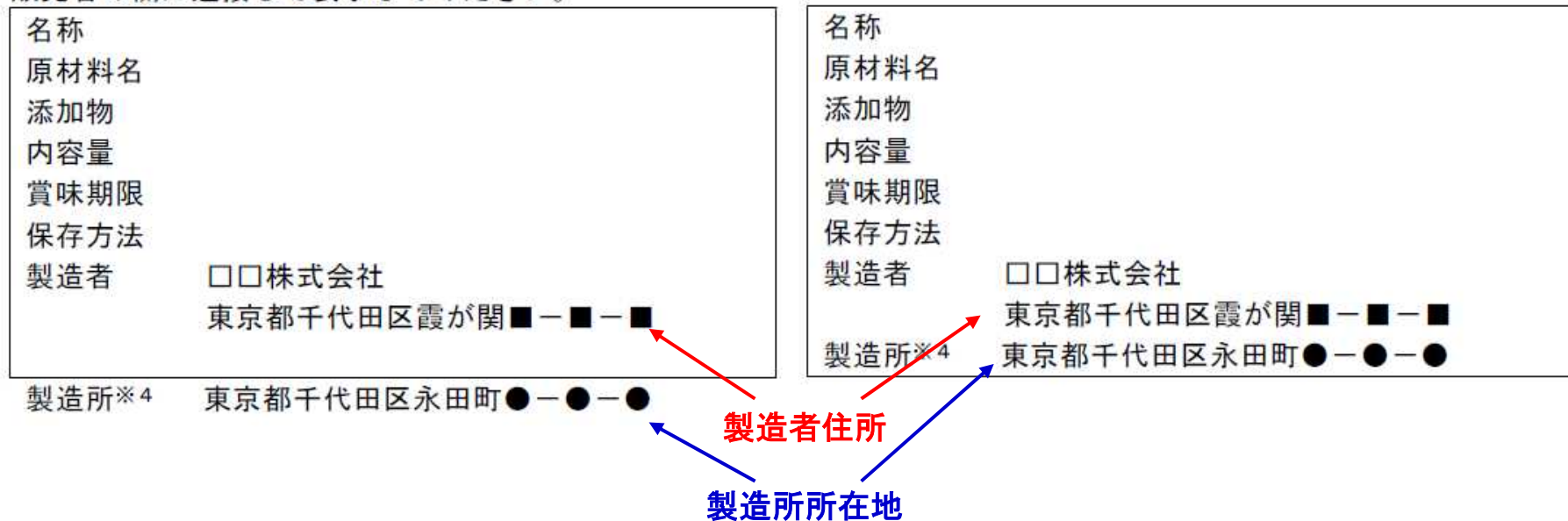
旧制度からの主な変更点

10 表示レイアウトの改善

<製造者と表示責任者(販売者)の表示方法>

- ②食品関連事業者が製造者である場合(販売者と製造者が同一の場合を含む。)
製造者が表示責任者の場合は、「製造者の氏名又は名称、製造者の住所」
及び
「製造所の所在地」 を表示。

販売者の欄に近接して表示してください。



食品表示基準の概要(11)

旧制度からの主な変更点

11 経過措置期間

食品表示基準の施行後、新基準に基づく表示への移行の猶予期間

(1)加工食品及び添加物の全ての表示について5年

平成27年4月1日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び添加物(業務用添加物を除く。)並びに平成32年3月31日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(2)生鮮食品の表示については、1年6か月

平成27年4月1日から平成28年9月30日までに販売される生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。)の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

食品表示基準の概要(12)－1

機能性表示食品制度の創設

1 定義

(1) 名称 **機能性表示食品**

(2) **疾病に罹患していない者**(未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。))及び授乳婦を除く。)に対し、**機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的**(疾病リスクの低減に係るものを除く。)**が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示**をする食品。

ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く。

(3) **当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る。**

食品表示基準の概要(12)－2

機能性表示食品制度の創設

2 表示事項

横断的な義務表示事項のほか、以下に関する表示を義務づける。

- ①機能性表示食品である旨
- ②科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- ③一日当たりの摂取目安量
- ④一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量
- ⑤一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ⑥届出番号
- ⑦食品関連事業者の連絡先として、電話番号
- ⑧機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- ⑨摂取の方法
- ⑩摂取する上での注意事項
- ⑪バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ⑫調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
- ⑬疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ⑭疾病に罹患している者、未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦に対し訴求したものではない旨(生鮮食品を除く。)
- ⑮疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ⑯体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

食品表示相談における要点(1)

1 加工食品、生鮮食品、添加物の別

2 一般用、業務用の別

3 食品関連事業者、それ以外の販売者の別

(1) 食品関連事業者

① 食品の製造、加工、調整、選別、輸入を業とする者
食品製造業者、食品加工業者、食品輸入業者など

② 食品の販売を業とする者
ア 食品小売業者、食品卸売業者、外食業者など
イ 不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を業とする者
フードバンクのNPOなど

(2) それ以外の販売者

バザー、文化祭などで食品を販売する者、震災ボランティアで食品を無償で配布する者など

食品表示相談における要点(2)

4 製造、加工、調理、販売等行う食品、添加物の詳細把握

旧JAS法に関連する表示の要否

食品表示基準の横断的義務表示、個別義務表示、義務表示には、旧JAS法の品質表示基準の表示事項、表示の方法などが収載されており確認が必要

5 食品表示に必要な資料の整理

- (1) 製造工程図、レシピ等
- (2) 原材料等に関する表示(ラベル)、送り状、納品書等又は規格書等
- (3) 消費期限・賞味期限の設定に係る検査成績書等
- (4) 原材料などの取引先の情報

6 対面による相談

電話のみの相談は誤解の元

7 食品表示原稿の印刷前の再確認

8 その他

関係者全員の食品表示研修の実施